

防衛戦（事）第354号
令和7年6月11日

大臣官房長
各局長
各幕僚長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
(公印省略)

宇宙領域アドバイザーボード開催要綱について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

添付書類：別紙

宇宙領域アドバイザーボード開催要綱

(趣旨)

第1 国家安全保障戦略（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）において、経済・社会活動にとって不可欠な宇宙空間の安全かつ安定した利用等を確保するため、宇宙の安全保障の分野での対応能力を強化することとされている。

防衛省として、宇宙の安全保障の分野での対応能力強化を実現していくに当たっては、民間分野の最新の技術動向を絶えず取り入れていくことが不可欠である。このため、宇宙領域を中心とした各科学・安全保障分野の有識者や専門家の方々から率直な意見を伺っていくことができる仕組みを構築することが適切であることから、宇宙領域アドバイザーボード（以下「ボード」という。）を開催する。

(討議事項)

第2 ボードは、宇宙の安全保障の分野での対応能力強化のための課題、宇宙領域を中心とした各分野の最新の技術動向等について討議を行う。

(構成等)

第3 ボードの委員は、地球観測に関する技術に関する専門家、衛星を活用した通信技術に関する専門家、科学技術（宇宙に関するものを除く。）に関する専門家、安全保障に関する専門家等のうちから、防衛政策局長が委嘱する。

- 2 ボードに座長を置き、防衛政策局長が指名する。
- 3 座長代理は、座長が指名する委員をもって充てる。
- 4 座長代理は、座長を助け、座長が不在の場合、その職務を代理する。
- 5 委員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。

(関係部局の協力)

第4 座長及び座長代理は、ボードにおける討議のために必要があると認めるときは、関係部局に対し、関係者の出席、資料の提供その他の協力を求めることができる。

- 2 関係部局は、前項の求めがあった場合には、これに応じ、協力するものとする。

(秘密を守る義務)

第5 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(公開等)

第6 ボードは、非公開とする。ただし、ボードの議事要旨については、原則として公表するものとする。

(庶務)

第7 ボードの庶務は、防衛政策局戦略企画参事官において処理する。

(委任規定)

第8 この要綱に定めるもののほか、ボードの議事の手続その他必要な事項は座長が、この要綱の実施に関し必要となる細部事項は防衛政策局長が、それぞれ定める。